

都道における安全・快適を確保するための樹木への対応について

1. はじめに

都では、「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、新たに“100年先を見据えた緑のプロジェクト”「東京グリーンビズ」を進めている。その取組の一つとして「街路樹の充実（安全性や快適性の確保）」が位置付けられている。

街路樹は、緑陰の形成や景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和など重要かつ多様な役割を担っている。その一方で、落枝や倒木による事故、街路樹の枯損被害などの問題も発生している。本稿では、管内で近年発生した樹木に関するトラブルに対応した事例を報告する。（※本発表内では、管理している街路樹や道路敷地内の実生木、道路に近接した民地の木などを総称して「樹木」と表記）

2. 管内・業務概要

管内は、多くの自然あふれる多摩丘陵がひろがり、西側は関東山地、南側は相模野台地へつながっており、高低差がある地形である。南多摩東部建設事務所補修課・工区は、町田、多摩、稲城の3市における都道の維持管理を実施している。都道上には、様々な樹木があることから、高木の剪定、枯損木の撤去や病虫害防除、樹木診断などの対応も業務の一つである。

3. 事例① 狭隘な道路における高木撤去対応

3. 1 鎌倉街道（町田市野津田町）の事例

沿道樹木の落枝により、事故が発生した。（表1）同様の被害を防止するため、台風時期前に枯れている周辺高木を撤去することとなった。

現地の課題として、前面道路の状況（片側一車線・交通量大）と電柱・電線（高圧線を含む）の存在から、全面通行止めをせず、支障物を回避し、安全に施工することが求められた。

施工にあたり、通常の高所作業車では、電線の支障や作業帯幅員の関係から施工が困難であることが判明した。他事例の調査や施工会社との検討を重ねた結果、橋梁点検等で用いられる「先端屈折型」の高所作業車を使用することで、現地の課題を解決し、施工が可能となった。（写真1）更なる取組として、①夜間施工では、精緻な作業が難しいため、昼間施工を調整した。所轄警察署協議、事前の周知活動、作業当日は監督員が終日現場立会し、片側交互通行の規制時間の調整を密に実施することで計画通り昼間で施工した。②電力設備の防護を電力会社と協議し、受注会社（資格有）が実施することで作業の早期開始を実現した。これらの取組の結果、先端屈折型の高所作業車による枝・幹切断、クレーン吊り上げによる作業を実施し、台風時期前に対象樹木の撤去を完了させた。

日時：令和5年4月13日

場所：府中町田線（鎌倉街道）・町田市野津田町

事故概要：10m超のナラ類広葉樹の一部枝先が
落下し車両のフロントバンパーを破損

表1 鎌倉街道（町田市野津田町）の事故概要



写真1 高所作業車(先端屈折型)

3. 2 鶴川街道（町田市小野路町）の事例

沿道樹木の落枝により、事故が発生した。（表2）同様の被害を防止するため、枝先が枯れている2本の高木を撤去することとなった。

現地の課題として、前面道路の状況（片側一車線・幅員狭小・交通量大）と電柱・電線（高压線を含む）の存在から、全面通行止めをせず、支障物を回避し、安全に施工することが求められた。

設計段階で前面道路からの施工は、有効幅員が狭く、前事例のようにクレーン・高所作業車のアウトリガーが張り出せないため、困難であると判断した。その後、ほかの施工方法を検討するため、改めて現場周辺の調査を行う中で、背面の町田市道の存在を発見した。市道の有効幅員やクレーンの規格を踏まえて再度施工を検討した結果、市道上にクレーンを配置することで、施工可能であることが確認できた。

更なる取組として、作業員の安全性を確保するため、事前の枝払いや作業導線上の除草、オレンジネットによる落下防止措置など安全対策を徹底した。これらの取組の結果、人力による枝・幹切断、クレーンによる幹等の吊り上げによる作業を実施し、対象樹木の撤去を完了させた。

日時：令和5年8月25日

場所：町田調布線（鶴川街道）町田市小野路町

事故概要：20mを超えるケヤキの大木の一部枝先が落下。停車中の車両のルーフが破損

表2 鶴川街道（町田市小野路町）の事故概要

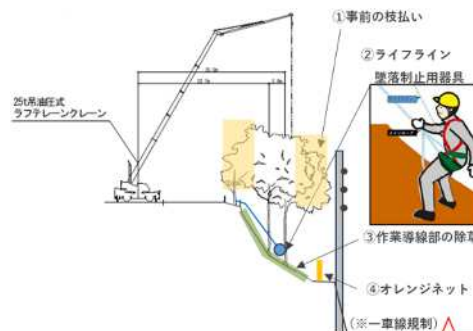


図1 作業概要

4. 事例② 第三者による器物損壊（樹木）への対応

第三者による街路樹（中木）の伐採と植樹枿への除草剤散布の被害が発生した。本案件は、社会的な関心が高かったこともあり、被害確認（令和5年7月）から現状回復（令和6年2月）までおよそ半年間という短期間で対応を完了した。第三者による器物損壊（樹木）という事例の少ないことに対して、迅速に対応した経験を踏まえて、苦慮した点や教訓について3点報告する。

1点目は、「被害の立証や根拠」である。本事例を通じて、法的措置を取る際には、立証責任が生じるため、被害の根拠となるものの有無が重要となる。本案件では、被害届提出（令和5年9月）にあたり、「除草剤の成分検出」、「証言」の2つの根拠を持って被害を立証した。

2点目は、「先を見据えた段取り」である。本案件では、実際の現場作業を想像しながら、人工・材料費等の積み上げ計算を行い、復旧費用を算定した。また、現場作業についても、材料（中木：サンシュユ）の調達の可否等を事前に確認することで手戻りなく実施することができた。迅速な対応をするためには、道路管理に必要な知識を習得し、先の流れを想像して行動することが重要になる。

3点目は、「関連部署との連携」である。第三者からの損害対応にあたっては、関係部署が多岐にわたる。（図2）このため、各部署、各担当業務を把握しておくとともに、日頃から積極的にコミュニケーションを取っておくことで、有事の際や突発的かつ緊急性の高いトラブルについても、密に連携を取り、適切に対応することが可能となる。

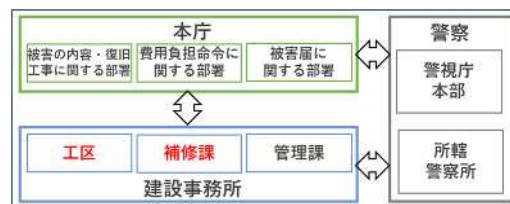


図2 本案件の関係機関

5. まとめ

工区では、樹木に関する様々な問い合わせがある。緑陰や紅葉など好意的な声がある一方で、落ち葉や落枝の苦情、枯損被害など、都民の関心も高く、管理の難しさを痛感している。今回の撤去事例や第三者被害への対応事例が各建設事務所で道路の維持管理を担う皆様のお役にたてば幸いである。